令和７年４月

熊本市小学校

# 令和7年度　学校生活に関する申し合わせ事項

熊本市小学校生徒指導協議会

最近の児童を取り巻く社会環境は、交通の混雑、危険箇所の増加などで、必ずしも安全なものとはいえません。このような条件のもとで、本市の小学校と家庭・地域・関係諸機関が一体となって、児童の健全な育成を図るために次の事項を指導の指針といたします。

## １　校内生活の心得

①学校のきまり

・学校で決めた生活のきまり（約束等）を守り、安全で規則正しい学校生活を送る。

②暴力やいじめ

・みんなで仲よく楽しく生活するために、暴力やいじめを絶対にしない、させない、許さない。

③頭髪・服装

・集団生活や学習に適した服装、身なりをする。

④持ってくるもの

・学習に必要のないものは持って来ない。原則として携帯電話も学校には持ち込まない。※やむを得ない事情がある場合には、保護者が学校に別途相談する。

## ２　校外生活の心得

①　外出時間

・3 月から 9 月までは、午前 10 時から午後 6 時までとする。

・10 月から 2 月までは、午前 10 時から午後 5 時までとする。

（保護者の監督下にある場合は、除く）

②夜間外出

・夜間の外出は、保護者同伴とする。

③校外生活

・原則として、校区外に子どもだけで行かない。

・次の場合は、保護者同伴とする。

海水浴、登山、キャンプ、サイクリング、河川・池での遊び、釣りなど

（特に、江津湖一帯、湧水プール（嘉島等）、河川・池における児童のみ遊泳は、一切禁止とする。）

④外出時

・外出先、帰宅時刻を保護者に伝えて出かける。

⑤外泊

・子どもだけでの外泊をしない。

⑥出入り注意の場所

・次の場所への出入りは、保護者同伴とする。

（映画館、学校外のプール、ボーリング場、スケート場、ゲームセンター、カラオケボックスなど）

※但し、カラオケボックスには午後１１時以降、ゲームセンターには午後１０時以降は保護者同伴でも出入りしない。

・デパート、スーパー、コンビニエンスストアなどへの無用の出入りはしない。

⑦　出入り禁止の場所

・パチンコ店など 18 歳未満は入場禁止とされる場所

・線路付近、工事現場、資材置き場などの危険な場所

⑧自転車の乗り方
・道路交通法を守る。
（二人乗り、曲乗り、暴走行為をしない。ヘルメットを着用する。バス通り、車通り、交通量が多い道路は特に注意する。）
⑨遊び
・危険な遊びや他人に迷惑をかける遊びはしない。
（子どもだけでの花火・火薬遊び・爆竹など、マッチやライター・刃物の持ち歩き、火遊び、エアガン・ガスガンの所持など）
⑩卒業後の６年生
・中学校に入学するまでは、この申し合わせ事項を指導の指針とする。
⑪ＳＮＳやスマートフォン等、ＩＣＴ機器の利用
・学校のタブレットは勉強以外に使わないなど各学校におけるルールを守ると共に、保護者の責任の下で安全対策（フィルタリング、ペアレンタルコントロール等）を行い、利用する。
・法律に違反する使い方は禁止する。（ネット上での誹謗中傷等）
・自分の身を危険にさらすような不適切な使い方は、厳に慎むようにする。（ＳＮＳ上への個人情報の書き込み等）
・

## ３　被害を受けないための心得

①登下校の際には、決められた通学路を通る。
・明るい時間に、複数で行動する。
②知らない人に声をかけられても、ついて行かない。

## ４　被害を受けた場合の心得

①被害を受けたら、すぐに近くの大人や避難の家などに助けを求め、警察（１１０番）と学校に連絡する。
②相手の特徴（背の高さ、髪型、服装など）、自動車等の特徴（ナンバー、型、色など）を覚えておく。

＜改正･追加内容＞
１（改正・追加）　なし
２（改正・追加）　なし
３（改正・追加）　なし
４（改正・追加）　なし